

議事要旨

1 会長の互選について

司法制度全般にわたって非常に深い見識を有し、前期の会長を務め、審査会を適切に進行した経験を有していることを理由に、日本学士院会員の竹下守夫委員を推薦する意見があり、委員全員の一致により、竹下委員が会長に互選された。

2 定時審査について

(1) 審査に用いた資料等について

事務当局から、在職する全ての検察官についての名簿の提出を受けた。

名簿の付記事項について、事務当局から

- ・前回定時審査（平成28年3月23日）が開始された日から今回定時審査の前日までの間に、病気休暇により30日以上勤務しない日がある検察官の氏名及び病気休暇取得期間等又は現在も病気休暇を取得している者については更に病状及び職務復帰の見込み等
- ・直近5年間の人事評価における能力評価が2回以上「D」である検察官の氏名及び勤務状況等
- ・直近5年間に於いて2回以上直接責任による懲戒処分を受けたことがある検察官又は事務処理の状況、勤務態度、言動その他の事情に照らし、その適格性に疑いがあると認められる検察官はいない

などの報告を受けた。

(2) 委員の意見について

審査に際し、委員から、要旨、以下の意見が示された。

- ・病気休暇を取ることが多い検察官については、人事評価が適正につけられているのか
- ・病気休暇が長期に及んでいる検察官について、直ちに適格性を欠くとはいえないが、引き続き注視すべきである
- ・厳しい職責を担う検察官は、メンタル面の負担も大きく、審査に当たっては、今後も優秀な人材を採用していかなければならないという視点も共有しておく必要がある

(3) 裁決について

会長を除く委員10名で裁決の結果、委員全員の一致により、全ての検察官について不適格な者はいないとの議決をした。

3 その他

事務当局から、前回の審査会（平成30年3月28日）において、委員から指摘のあった体調不良の検察官の担当業務への配慮等について、その取組状況の報告を受けた。